



## 消費生活 トラブル情報

### 「〇〇ペイで返金します」に注意！



#### 相談事例

インターネット通販で商品を購入し、注文確認メールに記載された口座に商品代金2万円を振り込んだ。翌日「在庫切れになったので〇〇ペイで返金する。」とのメールが届いた。その後電話があり、相手の指示されたとおりに〇〇ペイアプリの「送る」ボタンを押した。おかしいと思い確認したところ、2万円を送金したことになっていた。



#### アドバイス

- ✓ 「〇〇ペイで返金します」と言われたらまず詐欺を疑おう！
- ✓ スマホやパソコンの画面共有は個人情報を知られてしまう可能性があるなので注意しよう！
- ✓ 通信販売にクーリング・オフ制度はないので、注文前の確認が大切だ！
- ✓ 通販サイトを利用する際は、販売業者の情報を必ず確認しよう！



国民生活センター「ネットショッピング「欠品のため〇〇ペイで返金します」詐欺に引き続きご注意ください！」

### 困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が 分かる ① → 〒〇〇〇-〇〇〇〇(7桁)を入力  
分からない ② → **地域を選択(固定電話の場合のみ)**  
音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます)

お住いの地域の相談窓口  
または  
山口県消費生活センター等

お知らせ

「消費者啓発の標語」を募集中！

県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、消費者啓発の標語を募集しています。

詳しくは山口県県民生活課のホームページをご覧ください。



山口県県民生活課  
ホームページに接続します

山口県 消費者啓発 標語



### 「消費者啓発の標語」募集概要

|               |   |
|---------------|---|
| 募集部門<br>(3部門) | A AI時代の消費行動 部門<br>B エシカル消費 部門<br>C 消費者被害防止 部門   |
| 応募資格          | 県内に居住または通勤・通学されている方   |
| 募集作品          | 文字数は30字以内、自作で未発表のもの   |
| 応募方法          | ホームページ内応募フォーム、はがき、封書、メール<br>住所、氏名（ふりがな）、年齢・学年、電話番号、学校名・<br>団体名、作品ごとに応募部門（A～C）を記載してください。 |
| 応募締切          | <b>令和8年6月30日（火） 当日消印有効</b>  |
| 問合せ先          | 県消費生活センター 消費者政策班 TEL：083（933）2608   |

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県消費生活センター

☎ 083-924-0999（相談）

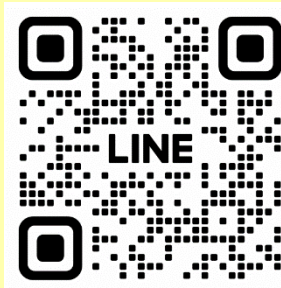
☎ 083-924-2421（消費者教育）

相談受付時間

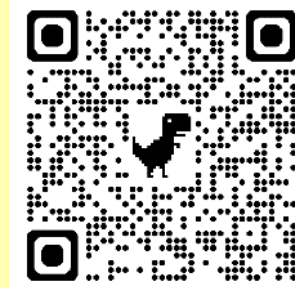
【月～金】8:30～17:00

※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

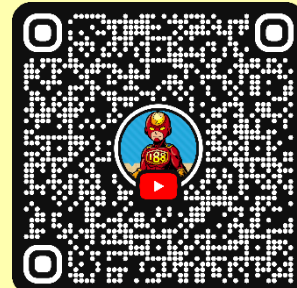
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube